虐待防止のための指針

特定非営利活動法人　友愛

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

放課後等デイサービスでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的の為、利用者に対する虐待の防止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を厳守して福祉の増進に努めます。

虐待の定義

① 身体的虐待

利用者の身体に外相が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

③ 放棄・放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかは問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境、身体・精神状態を悪化させること。

④ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

⑤ 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 虐待防止委員会の組織に関する事項

当事業所は、虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置する。

この「虐待防止委員会」は「身体拘束適正化委員会」としての機能も兼ね、一体的に開催する。

委員長	法人代表
副委員長	事業所管理者
委員	事業所主任スタッフ

定例委員会は年 1 回以上開催するとともに、委員会の議題は代表者が定める。具体的には、以下のような内容について協議する。

① 提供するサービスの点検および虐待につながりかねない不適切な支援の改善によるサービスの質の向上に向けた取り組みに関すること

② 職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識を持ち、障害に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること

③ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること
④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
⑤ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針
職員に対して、虐待防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及し、利用者の人権を尊重した質の高いサービス提供を行えることを目的とした研修を行う。
① 全職員に対する研修の実施（年 1 回）
② 新任者に対する採用時研修の実施
③ その他、必要な教育や研修の実施

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方法に関する基本方針
虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。
また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職等問わず厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針
① 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者及び委員へ報告を行う。
② 管理者は、速やかに事実確認を行い、市町村に通報する。
③ 事件性の高い案件の場合は、警察に通報する。
④ 管理者は、臨時委員会を開催し、発生原因や結果等を検証し、当該事例の解決策や再発防止策を検討する。
⑤ 職員全員が協力し、当該事例の適切な解決にあたる。
⑥ 職員への当該事例及び分析結果の周知徹底を図る。
⑦ 後の委員会において、再発防止策を講じた後の効果についての検証を行う。

6. 利用者や保護者・代理人等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
当事業所の虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

7. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針
事業所での職員研修の他、外部機関に提供される研修等にも参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に精進する。

8. 附則　この指針は、令和 4 年 3 月 31 日より施行する。